

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14-2	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【制度の概要（現行の要件）】</p> <p>青色申告書を提出する事業者が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人の場合は平成26年から平成28年までの各年）に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業者の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であるとき（次の①及び②の要件を満たす場合に限る。）は、その雇用者給与等支給増加額の10%について法人税・所得税から税額控除ができることとする。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと</p> <p>② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと</p> <p>（注1）国内雇用者とは、事業者の使用人（法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く）のうち事業者の有する国内の事業所に勤務する雇用者をいう。</p> <p>（注2）雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金（個人の場合は必要経費）の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。</p> <p>（注3）基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度（基準事業年度、個人の場合は平成25年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。</p> <p><法人住民税の取り扱い></p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として本税制による税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者等については、本税制による税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。</p> <p>【要望の内容】</p> <p>営業収益を積極的に従業員に還元する事業者に対し、本税制措置の見直しによる広範な支援を行うことによって、個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進する。</p> <p>(1) 雇用者給与等支給額増加割合の要件の緩和</p> <p>雇用者給与等支給額増加割合の要件について、現行の「5%以上」を緩和し、3%以上増加させた事業者まで対象に含めるようにする。</p> <p>(2) 平均給与等支給額の要件の緩和</p> <p>日本企業の大半で採用される年功序列的な給与体系の下では、ボリュームゾーンの高齢者が定年退職し、当該高齢者を嘱託等の形で再雇用する場合や、若年者を雇用する場合等に、平均給与等支給額は自然に低下するため、これらの場合も本税制措置の対象とするべく、所要の要件緩和を講ずる。</p> <p>(3) 適用期間の延長</p> <p>少なくとも当初3年は上記(1) 雇用者給与等支給額増加割合の要件の緩和を行うとともに、計画的・持続的な賃上げ環境を実現する観点から、適用期間を5年にする等の措置を講ずる。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第9項		
減収見込額	[初年度] 精査中 (-)	[平年度] 精査中 (-)	(単位：百万円)
	[改正増減収額] -		

要望理由

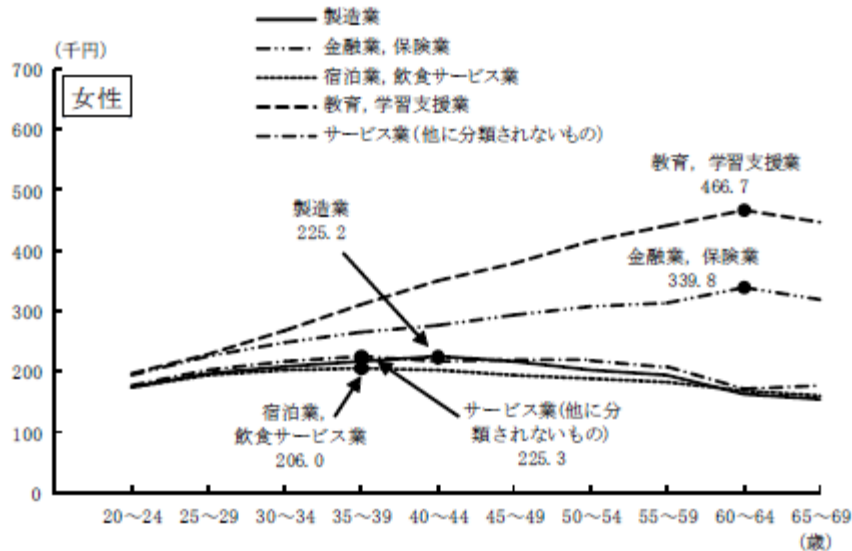
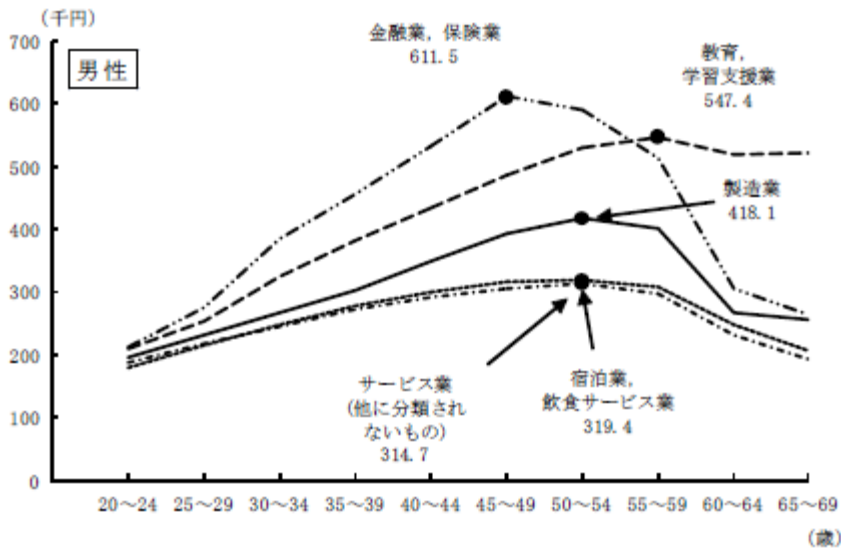
(1) 政策目的

日本経済を成長軌道に載せるためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う経済の好循環を実現することが重要。雇用と所得を拡大するなど、経済活性化のための税制措置を検討することにより、さらなる経済成長を図る。

(2) 施策の必要性

サービス業等の雇用吸収力のある業種における賃金水準の低さや、非正規雇用労働者の割合の増加等によって賃金水準の低迷が続いている中で、雇用・労働分配を拡大するためには、その強力な後押しとなる本税制措置が必要不可欠である。今回はその要件を一部緩和し、より使い勝手の良い措置にするもの。

第5図 産業、性、年齢階級別賃金



本要望に対応する縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋） 今後、物価の上昇が想定される中、賃金や家計の所得が増加しなければ、景気回復の原動力となっている消費の拡大は息切れし、景気が腰折れすることにもなりかねない。三本の矢を推進することにより景気回復、経済成長を着実に実現し、企業収益の改善、国内投資の拡大、生産性の高い部門への労働移動、賃金上昇と雇用の拡大、さらには消費の拡大という好循環を実現していく必要がある。</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋） 特に、20年の長きにわたる経済低迷で、企業もそこで働く人々も守りの姿勢やデフレの思考方法が身に付いてしまっている今日の状況を前向きな方向に転換していくためには、賃金交渉や労働条件交渉といった個別労使間で解決すべき問題とは別に、成長の果実の分配の在り方、企業の生産性の向上や労働移動の弾力化、少子高齢化、及び価値観の多様化が進む中での多様かつ柔軟な働き方、人材育成・人材活用の在り方などについて、長期的視点を持って大所高所から議論していくことが重要である。</p>
	政策の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成29年度末まで
	同上の期間中の達成目標	精査中
	政策目標の達成状況	本税制は平成25年4月1日より適用が開始されたところであり、また、個々の事業者にとっても本税制が適用できるのか判明するのが事業年度の終了後とならざるを得ないものであるため、現時点では達成状況は不明。
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	精査中
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>本税制は平成 25 年 4 月 1 日より適用が開始されたところであり、また、個々の事業者にとっても本税制が適用できるのか判明するのが事業年度の終了後とならざるを得ないものであるため、現時点では適用実績は不明。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度要望において新設。</p>